

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月10日現在

機関番号：12102
 研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22300216
 研究課題名（和文）スポーツ政策の公共性に関する国際比較研究

研究課題名（英文）International Comparison Research on the Publicness of Sports Policy

研究代表者
 菊 幸一（KIKU KOICHI）
 筑波大学・体育系・教授
 研究者番号：50195195

研究成果の概要（和文）：

本研究は、我が国のこれまでのスポーツ政策のあり方を社会学的な「公共性」の観点から批判的に検討し、これからのスポーツと政治、政策の枠組みを再検討するとともに、欧米およびアジア圏（イギリス、アイルランド、ドイツ、フランス、カナダ、中国、韓国、台湾）におけるスポーツ政策の現状と課題を明らかにしながら、我が国の今後のスポーツ政策の目的、内容、方法について新たな公共性概念にもとづくビジョンを提言した。

研究成果の概要（英文）：

This research critically examined the direction of Japanese sports policy in the viewpoint of the "publicness" sociologically. It also clarified the conditions and tasks of sport policies in the area of the West and Asia, such as U.K., the Irish Republic, Germany, Canada, China, Taiwan, South Korea, rethinking the framework of politics and policy. As the result of this research, we made a proposal of the vision about the aims, contents, and method in the viewpoint of new publicness' concept.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	6,000,000	1,800,000	7,800,000
2011年度	4,100,000	1,230,000	5,330,000
2012年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
年度			
年度			
総計	14,100,000	4,230,000	18,330,000

研究分野：体育・スポーツ政策論

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学、スポーツ科学

キーワード：スポーツ社会学

1. 研究開始当初の背景

これまでの我が国におけるスポーツ政策研究は、一言で言えば「体育」政策研究であり、また「政策」と言いながら「行政施策」研究でしかなかった。本研究における政策とは、本来、市民・国民によって付託された立法府によるスポーツ基本法の制定にもとづいて行政府によって執行され、これを法的側面からは司法府

が監視し、スポーツに対する要求・ニーズの側面からは市民・国民が評価するという一連のシステムを指す。しかしながら、我が国のスポーツ政策研究は、政策システムに関するこのような明確な概念規定を行なうことなく、もっぱら戦後の社会教育法（1947）やスポーツ振興法（1961）にもとづく体育振興の

政策的性格をそのまま公共政策の一環として受けとめ、その目的、内容、方法を議論してきた。その基本的性格は、本来ダイナミックな政策形成過程と政策実施過程との緊張関係を行政が独占することによって両者が癒着する結果を生み出し、これを前提とした、言わば「行政施策」研究に止まっていたと言えよう。その意味では、「スポーツ振興基本計画」(2000)の策定も、40年も前に「スポーツ振興法」によってすでに条文化されていた内容の実施であり、行政施策の一環にしか過ぎない。むしろ、スポーツ政策研究にとって重要な課題は、この40年間にわたる「スポーツ政策研究」それ自体の不在とスポーツ政策の公共性に対する問題意識の低さにあった。この不在の結果は、行政施策レベルで対応してきた体育界やスポーツ界が、いたずらにその存続や振興に関する不安のみを漠然と募らせる状況をもたらしている。このような状況に対して、これまでの体育・スポーツ体制を前提としてきた政策研究の欠陥は、学術的に有効なスポーツ政策のビジョンとそれを担保する新たな公共性の概念を示しえない現状を生み出しているのである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、我が国のこれまでのスポーツ政策のあり方を社会学的な「公共性」の観点から批判的に検討し、これからのスポーツと政治、政策の枠組みを再検討するとともに、欧米およびアジア圏におけるスポーツ政策の現状と課題を明らかにしながら、我が国の今後のスポーツ政策の目的、内容、方法について新たな公共性概念にもとづくビジョンを提言することにある。

そのため、本研究では、1)歴史社会学的観点からスポーツと公共性の関係に関するこれまでとこれからを内外文献によって整理し、2)この枠組みにもとづいて欧米及びアジアの現状と課題を調査し、3)我が国におけるこれからのスポーツ政策システムをビジョンとして示す。

3. 研究の方法

(1) 平成22年度

主に文献研究により新たな公共性概念のフレームを構築し、我が国のこれまでのスポーツ政策批判によってこれからのスポーツ政策に関する分析枠組みを設定する。また、研究分担者による欧米、アジアのスポーツ政策の現状に関する予備調査(文献収集、インタビュー調査)を実施する。

(2) 平成23年度

研究分担者による欧米、アジアのスポーツ政策の現状と課題に関する本調査を行い、その結果にもとづいて公共性からみた我が国のスポーツ政策システムの予備的検討を行う。

(3) 平成24年度

学会発表等によって、国際比較からみた我が国のスポーツ政策の公共性のあり方を精査する。

4. 研究成果

(1) 「新しい公共」概念とスポーツ政策をめぐる社会学的視座

スポーツにおける「新しい公共」の原点とは、「スポーツ」概念自体をどのようにとらえ、それ

をどのような方向に導いていくのかについての見識(ビジョン)を示すことによってもたらされる。とりわけ我が国の法や政策上に示されたスポーツ概念は、これまで述べてきたように、スポーツ経験の結果として期待される教育的効果に主として着目した「体育」として定義され、それに基づくいわば「体育的公共性」によって構成されてきた認識論的限界があった。また、健康との関係においても同様な認識論的限界を示すことができる。

(2) スポーツ政策とその公共性に関する比較研究—イギリスとアイルランド共和国を事例にして—

イギリスとアイルランドのSport for All政策のアクターであるスポーツイングランドとアイリッシュ・スポーツカウンシルの活動や活動理念を比較することで、異なるスポーツの公共性に関しての意義付けに対する比較研究を行った。イギリスで最初にスポーツ関係のNDPBとして設立されたのがスポーツカウンシルであり、アイルランドでもこれに追随する形でアイリッシュ・スポーツカウンシル(以下ISC)が設立された。両国は国家制度やスポーツ環境が類似しており、後発のアイルランドのスポーツカウンシルもイギリスの組織に非常に近いものであった。その後イギリスでは、高度化を担うUKスポーツと大衆化を担うスポーツイングランドが分離し、異なる方向性の下、スポーツ振興・推進に携わってきた。一方アイルランドでは、いまだに高度化、大衆化が連続性を有するという理念の下、一組織でこの二つのミッションを担ってきている。

スポーツの高度化がある程度達成されると同時に大衆化が肥大し、これを意図的に融合させた結果としての連続性の再出現(イギリス)と、大衆の下からのベクトルの自然な流れの一部が先鋭化したことによるエリートレベルの形成(アイルランド)という相違があるものの、両国間のスポーツ環境に再度類似性が生まれつつある現状は興味深く、更なる比較検討の必要性がある。

(3) 障害者スポーツ政策の実施と財源選択に関する日独比較—事業型非営利組織のクラブマネジメントの観点から—

本研究では、障害者スポーツ政策の一環として総合型地域スポーツクラブ(以下、総合型クラブと表記)への障害者の参加の実現に向けて、クラブマネジメントの観点からしくみづくりに関する考察を行った。特に、障害者に対応できる指導者の配置と受け入れるクラブおよび参加する障害者の両者の費用負担の軽減を視野に入れ、財源選択に着目した。その結果、障害者の受け入れに適した財源の特徴とは、対価性(事業性)・内発的財源(安定的/小口)であり、使途自由度は低いという特徴を持つものであった。ドイツにおける医療保険制度の活用に関するクラブマネジメント上の意義については、給付される保険金が対価性(事業性)・内発的(安定的/小口)特徴を持つ財源であると同時に、その適用に際しては専門的指導者の配置が義務付けられていることから、障害者に対応できる指導者の配置と受け入れるクラブおよび参加

する障害者の両者の費用負担の軽減とがワンセットになっており、クラブマネジメント上に大きな意義を持つものであると考察された。一方、日本において医療保険を財源の選択肢にすることについては、社会連帯に基づく非人称の医療保険制度が崩壊の兆しをみせているため、望ましくないとの結論を得た。

(4) 障害者はなぜスポーツにおける公共性を求めるのか—英国の政策事例から学ぶ「Sport for All」実現に向けた比較分析—

英国のスポーツにおける公共性の担保に向けた歴史と、ロンドンパラリンピックに向けた様々な取り組みや政策動向を明らかにし、英国の障害者のスポーツにおける公共性実現に向けた動きを読み取ることを目的とした。また、ロンドンパラリンピック閉幕後の英国国内のパラリンピックに対する評価についても考察した。英国の障害者スポーツにおいてメインストリーム化で重要なことは、障害者のスポーツもスポーツ領域において議論され、スポーツ権利獲得へとつながったことである。一方で、メインストリームは美化されつつも、資金面の配分など、権力構造化に置かれた際に留意しなければならない課題を明らかにした。

英国のスポーツ政策は社会政策の一環として論じられ、さらには英国社会が抱える様々な政策課題も影響し、差別よりも平等にとする平等法が制定されている。競技選手へのデュアルキャリア支援、資金分配、組織構造においても、この平等政策の影響は大きいことがわかった。

(5) スポーツ政策におけるスポーツ団体の公共性—フランススポーツ法を中心として—

フランスにおけるスポーツ基本法に規定された政策主体とその関係に関する基本構造を明らかにし、スポーツ政策におけるスポーツ団体の公共性に関する規定やその判断基準の状況を明らかにした。他方、スポーツ団体や組織の公共性が行政との権限関係に基づいてスポーツ国家法によって規定されることに伴って生じた新たな課題として、国内スポーツ代表組織における国内スポーツ全体を代表することの正当性の問題、国内スポーツ代表組織における政策決定の民主的手続きと公共性の確保の問題、スポーツ団体の自治や自律の確保と政府による公的資金援助と政策介入の分離の課題、スポーツ団体の財政の健全化や不正の防止などスポーツ団体の公共性確保のための積極的な政策介入の問題、スポーツ連盟の多様性の問題が生じていることを指摘した。

また、フランスオリンピックスポーツ委員会を事例として、国内スポーツ統一組織の公共性の確保のためには、国内スポーツ統一組織が広くすべてのスポーツを行う者に開かれているかという公開性の視点、スポーツ界全体を代表する組織といえるのかどうかという代表性の視点と、国内スポーツ統一組織における政策決定が構成員の民主的手続き（投票権の配分など）に基づいて行われているのかという民主性の視点が課題となっていることを明らかにし、フランスにおいてこれらの課題をどのような制度化し解決しようとしてきたのかを明らかにした。

以上の考察の結果から、今後の特に日本におけるスポーツ団体に関するスポーツ法政策、法理論、制度構築をめぐる諸種の課題を指摘した。

(6) カナダにおけるスポーツ政策過程に関する研究

カナダのスポーツ政策過程に着目し、公共性の担保という観点から州・準州政府や民間スポーツ団体の意向が政策過程においてどのように反映される仕組みや制度になっているのかに着目してカナダのスポーツ政策過程の特徴について検討することを目的とした。

カナダの歴史的・国家的課題としては、巨大な国土、多様な民族の共存、長期間にわたる植民地としての歴史とそれを克服するあらたなアイデンティティの模索が挙げられ、巨大な国土の経済発展と対外防衛のために国外からの移民を大量に受け入れなければならなかったこと、また、歴史上、さまざまな国の植民地化によって、各州によって植民地化した国家の異なる文化や風習を有していることなどから、多様な民族の文化・風習を超えて、また異なる文化を背景とした各州の州政府を連邦政府がいかにコントロールしているのかが、カナダの大きな問題としてのしかかっていることが明らかとなった。そのような歴史的・国家的課題に対して、巨大な国土と多様な民族、長い植民地化されてきた歴史にあって、自らが統一された国家であることを明確に確認する機会としてスポーツが注目され、そこに法制化されてきた背景をみることでできよう。まさに多文化主義国家に統一感を与え、カナダ国家としてのアイデンティティを確立する要諦としてスポーツが位置づけられ、意味づけられてきたものと推察された。

(7) 韓国と中国におけるスポーツ政策の公共性に関する検討

韓国において、第3共和国の時代に、スポーツを通じて国民統合を促す政策が顕著に打ち出された。政府は、「体力は国力」というスローガンの下、国民の体力向上と、エリートスポーツ育成に力を注いだ。第5共和国は、スポーツ共和国と呼ばれる程に、スポーツ部門に大きな関心を傾けた。1986年のアジア大会と1988年のソウルオリンピックに向けて、1982年に政府組織内に体育部が新設された。それまでスポーツ関連事業は文教政策として扱われていたが、スポーツ行政の位置づけが高められ、莫大な行財政的資源がスポーツにつき込まれた時期だった。このように、韓国のスポーツ政策は、政権にある為政者の政治的権力を反映する形で策定・実施されてきたことがわかる。クーデターや大統領選挙で選出された指導者が、スポーツを政治的手段として用いていたという側面を指摘することができる。こうしたスポーツ政策は、スポーツの象徴性を利用して、国力の伸張を誇示したり政権獲得を正当化することに結びついていたのであろう。国民がエリートスポーツに魅力を感じるがゆえに、為政者はそれを最大限に利用し、人々から権力基盤の正当性を取り付けようとするのである。一方で、ソウルオリンピックによって国民のスポーツ活動に対する意識が改善し、所得水準の上昇と相まって、健康維持に対する関心も高まった。

(8) 台湾における体育・スポーツ政策に関する一考察—「振興野球運動総計画」とその政策的意義

野球に特化した台湾政府の「振興野球運動総計画」の内容を紹介しながら、スポーツ政策がスポーツ全般を振興する日本とは異なる立場から、台湾の野球に特化した政策がどのような政策的意義をもつのかを明らかにした。

台湾の体育・スポーツ政策に関する研究では、5つの重要な事情と政策傾向が顕在すると言われる。その5つの傾向を振興野球運動総計画に当てはめて考えてみると、以下のような政策的意義が考えられる。1) エリートスポーツの優勢的な役割については、野球の国際大会での4強入りを目指していることから理解できる。2) スポーツリーダーと政党との政治関係については、野球を振興する前台湾総統の陳水扁と現任総統の馬英九の政治的意図が、共通に台湾住民の政治的信頼を得ようとするところにあることから理解できる。3) スポーツ組織と立法委員の密接関係については振興野球総計画から読み取れなかったが、元野球選手が立法委員になったケースがあることから、野球を振興すること自体がその関係性を想起させる。4) 政府機関と非政府機関間の緊張関係については、振興野球総計画に関わる体育委員会と中華野球協会、プロ野球連盟とのWBCをめぐる緊張関係から理解できる。5) 体育委員会と教育部体育司が体育署として合併したことで、振興野球総計画は国を挙げて行うスポーツ政策であることが理解できる。

(9) 我が国における公共施設としての「公園」政策とスポーツ

日本の公園の歴史を概観すると、公園制度（行政）が始まったときから「国家（政府）」の存在が大きいかかわっている。明治維新後、明治政府は欧米諸都市の視察・見聞を通して欧米の都市と日本の都市を比較し、「公園」も整備されていく。江戸期以降の公園に求められてきた「遊観」機能に、社会変化のなかで「都市衛生・防災・防空・衛生（体育）」機能がそれぞれ付け加えられた。特に、衛生（体育）の機能は、スポーツとのかかわりが深いものである。1903年6月に開園した日比谷公園は、我が国における最初の近代都市公園と称される。この公園が都市計画とともに、用地決定から設計にわたるまで公園関係者によって都市に必要な施設としての機能や形態が強く意識されたからである。また、園内施設として「運動場」や「運動器械」が設置された。この運動場は、「民衆啓蒙の場」として意義づけられていたドイツの公園施設をモデルとしていた。これらの施設は、多くの人びとに利用されたが、利用者である市民の公園に対する欲求が形にされたものではなく、あくまでも強い公的介入の結果として、時代の要請を受けながら「国民の体位・体力の向上」を担う役割が公園に期待された。明治40年代には児童を利用対象とした「小公園（児童公園）」の設置計画、大正末期から昭和初期にかけて青年向きの体育娯楽を充足するための「運動公園」が整備されていく。これらの運動公園は、その後、全国に整備されていく運動公園のモデルとされたものである。ただし、これらの運動公園についても、利用者である市民のニーズにこたえた形で整備されたものではない。

(10) まとめ

本研究は、主に欧米と東アジアを中心としたスポーツ政策の公共性を論じようとしたが、その成果や課題は、個々の論文のなかで示されているように思われる。ある一定の領土的単位を前提とする政治権力に担保された政策の対象としてのスポーツの可能性はさまざまに議論されるであろうが、そこでのトップダウン的なスポーツ政策に対する公共性の担保には明らかな限界があることは示唆されていよう。しかしこの間、一方で民間スポーツ組織である日本体育協会と日本オリンピック委員会は、その100周年を記念して「スポーツ宣言日本」をまさに「宣言」したが、この政策的意義については、スポーツの組織的担い手であるスポーツ組織の公共性をさらに追及していくことで明らかにされる必要があると考えられる。社会のなかのスポーツと一個人とを結びつける中間組織、あるいは中間集団の公共性をどのように考え、これを具体的な政策過程に組み込んでいくのかは、とくにヨーロッパを中心とするスポーツ先進国の共通な課題であることも、本研究から理解された。

これまで我が国におけるスポーツ組織研究は、全般的にきわめて低調であったと言っても過言ではない。それは、我が国ではヨーロッパにみられるようなスポーツ活動を支える自立したクラブによってスポーツ集団が編成されておらず、もっぱら学校や企業といったスポーツ以外の（スポーツを手段とする）組織に依存することによって、スポーツ組織の社会的存在が特徴づけられてきたからである。そのような組織の下で、スポーツの公共性は教育目的や企業目的によって担保され、それを行政が振興する形で推進されてきた。すなわち、スポーツ組織研究における「公共性」は、「スポーツの組織」論ではなく、「体育の組織」論か、あるいは労働者の「福利厚生」の組織論からしか展開されておらず、スポーツそれ自体から形成される組織（クラブ、種目別協会・連盟、統括組織等）の研究に基づく「公共性」論にはなり得ていなかったのである。

本来、自発的結社として共的セクターが自立する組織となるためには、ゲマインシャフト的なコミュニティセクターの参加と寄付行為に支えられながら、「官」である公的セクターや「商」である私的セクターとパートナーシップを取り、その活動を自律させるシステムとしてそれが位置づけられなければならないとしている。言わば、アソシエーションとして分立するスポーツ組織の公共性は、自発的なスポーツ行為によって自律的に発揮される共的セクターによって培われていくのだ。しかし、スポーツに関して言えば、前述したような他律的な組織依存型モデルによって、自立的で自律的なスポーツ組織論は展開されてこなかった。このようなスポーツ組織研究の限界を超えるスポーツ文化の自立性や公共性がさらに議論される必要がある。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計27件)

- ①菊幸一、書評リプライ・菊 幸一ほか編著『スポーツ政策論』。人間福祉学研究、査読有、5(1) : 101- 102, 2012.
- ②齋藤健司、現代的なスポーツをめぐるポリティクスの様相と視角-日仏のスポーツ基本法の政策決定と制度構造の比較を通して-。スポーツ社会学研究、査読有、20(2) : 23-35, 2012.
- ③童安佚、新台湾ナショナル・アイデンティティの形成に及ぼす国際野球イベントの影響—2001年ベースボールワールドカップを事例にして、査読有、体育学研究、57 : 103-118, 2012.
- ④菊幸一、スポーツ基本法の社会学的考察。体育の科学、査読無、61(12) : 931-935, 2011.
- ⑤齋藤健司、スポーツ立国戦略に関するスポーツ基本法立法の視角からの提言-スポーツ政策形成過程におけるヒアリング制度の課題-。査読有、筑波大学体育科学系紀要、34 : 91-98, 2011.
- ⑥高橋豪仁、スポーツ欲求から公共性へ。査読有、スポーツ社会学研究、19(2) : 33-48, 2011.
- ⑦奥田睦子、高齢社会における健康づくり政策の多面化—生活習慣に着目した健康づくりと医療保険制の観点から—。査読無、金沢大学経済論集、32(2) : 157-172, 2011.
- ⑧田中暢子、金子史弥、英国スポーツ政策学における政策過程分析の理論に関する研究—政策ネットワーク分析、唱道連携のフレームワーク、マルチプル・ストリームのフレームワークを用いた研究事例に対する一考察—。査読有、体育・スポーツ政策研究、21 : 37-50, 2011.

[学会発表] (計29件)

- ①Koichi KIKU, “Problems of the ‘Sport for Peace’ Project by the UNDP examined from the Japanese Perspective: the Case of East Timor”
8th German-Japanese Symposium on Sport Science, Münster University, (Germany), 2012. 10. 4
- ②Saito Kenji, “Achievement and tasks of Japan at the 2012 London Olympic Games”
The 17th Korean Society of Olympic Flame-The Elite Sport Comparative Policy Seminar, Seoul Olympic Parktel, Seoul, (Korea), 2012. 11. 30
- ③奥田睦子「ドイツにおける障害者のリハビリテーション・スポーツに関する一考察—身体管理の手段と文化としての遊びの対立の超克—」日本スポーツ社会学会第21回大会、熊本県（熊本大学）、2012年3月19日
- ④齋藤健司「スポーツ基本法の制定と今後の課題」日本スポーツ法学会第19回大会基調講演、東京都（早稲田大学）、2011年12月17日
- ⑤高橋豪仁「子どものスポーツを支えるのはだけか？」日本スポーツ社会学会第20回記念大会公開シンポジウム「スポーツにおける『新しい公共』」東京都（成蹊大学）、2011年6月26日

- ⑥Nobuko TANAKA, “Difficulties of sport organization for people with intellectual disability - a case study of the UK and Japan” European Association for sport Management, The Hotel Meliá Castilla, Spain, 2011. 9. 11
- ⑦童安佚「台湾における体育政策に関する一考察—『振興野球運動総計画』の政治的意味から」日本スポーツ社会学会第20回大会、東京都（成蹊大学）、2011年6月26日
- ⑧Koichi KIKU, “Identity of Sports and Leisure from the Viewpoint of Historical Sociology: The Characteristics of Acceptance for the Concept of Sports and Leisure in Asia” 2010 KASPERD International Sport Science Congress, Kangwon University, Korea, 2010. 8. 30
- ⑨Kenji SAITO, “Sports Law in Japan - Present and Perspective” 16th International Association of Sports Law World Congress on Sports Law, Hanyang University, Seoul, Korea, 2010. 11. 25

[図書] (計11件)

- ①菊幸一「スポーツと振興政策」高橋健夫・大築立志・本村清人・寒川恒夫・友添秀則・菊幸一・岡出美則（編）、基礎から学ぶスポーツリテラシー、大修館書店、2012、pp. 26-29
- ②菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦編、スポーツ政策論、成文堂、東京、2011。Pp. 496
- ③齋藤健司「世界のスポーツ政策 フランス」笹川スポーツ財団、諸外国から学ぶスポーツ基本法、笹川スポーツ財団、2010、pp. 12-15

6. 研究組織

(1) 研究代表者

菊 幸一 (KIKU KOICHI)
筑波大学・体育系・教授
研究者番号 : 50195195

(2) 研究分担者

齋藤 健司 (SAITO KENJI)
筑波大学・体育系・教授
研究者番号 : 80265941
奥田 睦子 (OKUDA MUTSUKO)
金沢大学・経済学経営学系・准教授
研究者番号 : 90320895
高橋 豪仁 (TAKAHASHI HEDESATO)
奈良教育大学・教育学部・教授
研究者番号 : 40206834
松尾 哲矢 (MATSUO TETSUYA)
立教大学・コミュニティ福祉学部・教授
研究者番号 : 00190413
海老島 均 (EBISHIMA HITOSHI)
成城大学・経済学部・教授
研究者番号 : 60203650

(3) 研究協力者

小坂 美保 (OSAKA MIHO)

兵庫教育大学・大学院学校教育研究科
・助教

田中 暢子 (TANAKA NOBUKO)

ラフバラ大学・大学院博士課程・院生

童 安佚 (DO AN-I)

筑波大学・体育系・非常勤研究員